郡山市浄化槽設置整備事業補助申請の手引き

令和２年４月

郡山市上下水道局お客様サービス課　浄化槽係

合併処理浄化槽の設置補助制度の変更について

令和５（2023）年４月１日より適用

補助対象区域：浄化槽処理促進区域内（※1）

（※1）浄化槽処理促進区域とは…以下の区域を除く市内全域

・公共下水道等の供用開始区域及び事業計画区域

・農業集落排水事業区域

補助対象者　：単独処理浄化槽または汲み取り便槽からの転換（※2）により専用住宅等に合併処理浄化槽を設置する個人の方が対象になります。

（※2）転換とは…既存の建物の一部または全部を残して浄化槽を設置すること

対象となる浄化槽（以下のすべてに該当すること）：

・浄化槽法第４条第２号の構造基準に適合

・ＢＯＤ除去率９０％以上かつ放流水のＢＯＤが２０mg/ﾘｯﾄﾙ以下

・環境配慮型浄化槽（対象機種は右のＱＲコードから確認してください）

・湖南町においては、窒素及びリン除去型浄化槽

環境配慮型浄化槽一覧
（一般社団法人浄化槽システム協会作成）

補 助 金 額　：設置工事に要する費用の一部で、下の表の額が限度額です。
（設置費、撤去費、宅内配管工事費は合算できます。）

湖南町以外

区分		設置費補助金	撤去費補助金	宅内配管工事費補助金
転換の場合のみ	５人槽	332,000円	単独処理浄化槽 120,000円 汲み取り便槽 90,000円	300,000円
	６・７人槽	414,000円		
	８・１０人槽	548,000円		

湖南町

区分		設置費補助金	撤去費補助金	宅内配管工事費補助金
転換の場合	５人槽	932,000円	単独処理浄化槽 120,000円 汲み取り便槽 90,000円	300,000円
	６・７人槽	1,222,000円		
	８・１０人槽	1,696,000円		
転換以外（新築等）	５人槽	614,000円		
	６・７人槽	853,000円		
	８・１０人槽	1,243,000円		

※　補助金額は、制度改正等により変更になる場合があります。
※　補助金は、予算の範囲内で交付します。

例１：湖南町以外で単独処理浄化槽から合併処理浄化槽５人槽に転換する場合
設置費332,000円＋撤去費120,000円＋配管補助費300,000円＝限度額752,000円
（令和４年度比30,000円増額）

例２：湖南町以外で汲み取り便槽から合併処理浄化槽７人槽に転換する場合
設置費414,000円＋撤去費90,000円＋配管補助費300,000円＝限度額804,000円
（令和４年度比279,000円増額）

設置工事等は、補助金の交付決定後に着手してください。（裏面参照）

補助金交付までの流れ

設置届出書提出

↓ ← １０日以上空けてください。

交付申請書提出

↓

書類審査・現地調査

↓

決定及び決定通知書

↓

工事着手

↓

工事完了

↓

実績報告書提出

↓

工事完了検査

↓

補助金交付

※必ず着工前に申請してください。

◎補助金等交付申請書に下記の書類を添えて申請すること.

〇事業計画書（第１号様式）
〇見積書の写し
〇設置場所の案内図（付近の見取図）
　※ 放流経路を朱書きで記載すること。
　※ Ａ４判で２枚提出
〇建築物の平面図及び浄化槽の設置位置（ブロアー含む）を示す図面（配置配管図）
　※ 排水管は朱書きとする。
（既設排水管を使用する部分がある場合、破線で記載すること。）
〇福島県浄化槽生涯保証システムに基づく保証登録証（市町村用）
〇設置浄化槽の構造図（認定シート）
〇浄化槽設備士免状の写し
（昭和 62 年度以前に取得した者は、特別講習会修了証書の写しも併せて添付）
〇収支予算書（第２号様式）
〇工事請負契約書の写し
〇浄化槽設置届出書の写し
〇建築確認済証の写し（※建築確認申請が必要な場合）
〇設置しようとする浄化槽の登録証の写し及び登録浄化槽管理票（Ｃ票）
〇郡山市税等の納付確認による同意書（第３号様式）
〇撤去しようとする単独処理浄化槽又は汲み取り便槽の位置図及び写真（転換に該当する場合に限る）
　※ 位置図については配置配管図に記載することも可。
〇補助金振込口座報告書
〇誓約書

必ず決定通知が届いてから行って下さい。

必要に応じて中間検査を行います。

※中間検査を行うときは事前に連絡します。

完成後１ヶ月以内または３月３１日のいずれか早い日までに提出してください。

◎実績報告書に下記の書類を添えて報告すること。

〇補助事業工事完了届（第４号様式）
〇収支決算書（第５号様式）
〇領収書の写し
〇浄化槽法定検査依頼書（ハガキを持参して下さい。）
〇浄化槽保守点検業及び浄化槽清掃業者との業務委託契約書の写し
（浄化槽保守契約の契約日及び委託期間開始日は使用開始日以前の日付とする。）
〇浄化槽設置工事の写真（※別紙のとおり）
〇撤去した単独処理浄化槽又は汲み取り便槽の写真及び産業廃棄物管理票（Ａ票）の写し（転換に該当する場合に限る）
〇竣工図
〇施工確認チェックリスト
〇実績報告提出書類チェックリスト

注意事項

○　補助金交付申請書、実績報告書及び添付資料の申請者氏名、住所（押印の必要な箇所）については、すべて自署とすること。（同意書、契約書等）

○　補助金交付申請書、実績報告書等に使用する印鑑は、すべて同じ印鑑とすること。（シャチハタ不可）

○　補助金の申請は、工事着手予定日から十分な期間を空けて提出すること。

○　工事着手予定日については、できるだけ正確な予定日を記載し、工事完了予定日は余裕をもって設定すること。（予定どおりに工事ができない場合は、理由書の提出をお願いします。）

○　補助金振込口座報告書については、口座番号、名義人等に間違いがないよう正確に記入すること。
（特に「フリガナ」には十分注意すること。）

○　建築物の平面図等、各図面については、最大でもＡ３判までとすること。

○　提出書類の訂正にあたっては、二重線に訂正印を押すこととし、修正液、砂消し等を使用しないこと。

○　浄化槽の設置工事及び撤去工事（単独浄化槽、汲み取り便槽）は、補助金交付決定後に着手すること。

○　実績報告書の工事写真については、別紙「工事写真例」を参考のうえ、管理不足がないようにすること。（写真に不備がある場合は、補助金が交付できないこともあります。）

○ プレキャストコンクリート（既成底板コンクリート）を使用する場合は、吊り下げ用の金具が四隅にあるもので、複数に分割されていないもの（１枚に成型されているもの）を使用すること。また、JIS マーク表示認定工場で製造されたものを使用し、実績報告書に「日本工業規格適合性認証書」、「領収書」もしくは「納品書」を添付すること。

○ 中間検査については、特に申請時に適正に工事が行われるか判断できない場合に現地調査を行います。

○　「平成 ２８年度郡山市浄化槽設置整備事業補助申請手引き」を熟読のうえ申請手続きを行うこと。

○　施工を行うにあたっては、関係法令等を遵守すること。

浄化槽設置工事施工上の注意

※　浄化槽の設置工事の施工にあたっては、浄化槽法（昭和 58 年法律第４３号）第４条第３項の規定による浄化槽工事の技術上の基準及び厚生省通知、浄化槽の設計・施工上の運用指針等に基づき、適切な施工につとめること。

○　掘削は、周辺の状況・土質・地下水の状況に応じて、適切な工法をとること。
また、土砂が崩壊しないよう関係法令等に基づき、山留工事等を行うこと。
（関係法令等‥建築基準法施行令第１３６条の３、浄化槽工事の技術上の基準及び浄化槽の設置等の届出に関する省令第１条等）

○　基礎コンクリートは十分強度がでるまで養生し、打設した日に浄化槽を設置することのないよう注意すること。

【基礎等の厚さの例】

種　　別		基礎などの厚さ〔mm〕	
		処理種別および処理対象人員	
		小規模合併処理	合併処理
		50 人以下	51～500 以下
再生砕石又は切込砕石		100 以上	150 以上
捨てコンクリート		50 以上	50 以上
鉄筋コンクリート	コンクリート厚さ	150（100）以上	200 以上
	配　　筋	D10―200@（シングル）	D13－200@（ダブル）

「公共建築工事標準仕様書　平成２５年度版」、「SHASE-S010-2013 空気調和・衛生設備工事標準仕様書」より抜粋
※Ｄは異形鉄筋、@は鉄筋中心間隔

○　浄化槽本体に過度の荷重がかかる場合（家の基礎又は大きな建物に接して設置する等）には、土圧等の外力により槽本体の変形、破損等を招くおそれがあるので避けること。やむを得ず設置する場合には、土圧に応じた鉄筋コンクリート造の擁壁を設ける等、土圧等の外力の影響を少なくなるように設置すること。

○　水張りは、埋め戻しの前に必ず行い、槽本体を安定させ、埋め戻しの際の土圧により生じる本体及び内部設備に変形が生じるおそれを防止するとともに、漏水確認も実施すること。

○　ＦＲＰ製浄化槽は、本体の中央部がふくらんだ形状をしているものが多いため、この場合、まず浄化槽の下半分を完全に水締め、つき固めを行い、その後同様に上半分の埋め戻しを行い、不等沈下や破損の防止につとめること。
なお、埋め戻しは、石などの混入していない良質の土砂等を用いて周囲を均等に埋め戻すこと。発生土による埋め戻しは行わないこと。

○　嵩上げは、３０cm 以内とし、それ以上はピット構造とすること。
ピット構造とする場合、ピットの上面には縞鋼板製等の蓋を設け、ピット内には排水溝を設けること。

○　内部配管等においては、必ず点検口、掃除口を設置すること。

○　湧水があることが判明した場合は、かま場を設け、ポンプで排水しながら作業を行うこと。

○　すべての生活排水設備（雨水が入る排水設備以外）と浄化槽を接続すること。

○　その他、関係法令及び各メーカーの施工要領書に基づき適切に工事を行うこと。

※　浄化槽法第２９条の規定に基づき、浄化槽工事業者は、浄化槽工事を行うときは、これを浄化槽設備士に実地に監督させ、又はその資格を有する浄化槽工事業者が自ら実地に監督しなければならない。また、同法第３０条の規定に基づき標識を掲げなければならない。

宅内配管工事施工上の注意

※　宅内配管工事（浄化槽への流入管、ます及び浄化槽からの放流管の設置工事）の施工にあたっては、下水道法施行令及び下水道排水設備指針に基づき、適切な施工につとめること。

①　配管工事について

○　流入管きょ及び放流管きょの勾配は、管径の１００分の１以上とすること。

○　流入管きょの配管工事について以下の点に留意して施工すること

Ⅰ原則、各器具からの排水管は屋外に出すこと。

Ⅱ配管は最短距離にすること。

Ⅲ生活排水はすべて接続すること。

Ⅳ雨水や工場排水は接続してはならない。

Ⅴ野外（足）洗い場の排水は、接続しない。

Ⅵ既存の配管を利用する場合は、老朽化による破損等がないか確認すること。

Ⅶ臭突口に流入管きょを接続しないこと。

○　流入管及び放流管は露出せず、最小土被りは 0.2mとすること。

○　放流管きょの配管工事について以下の点に留意して施工すること

Ⅰ放流先は、放流口と放流水路（側溝等）との水位が適切に保たれ、逆流のおそれがない位置とする。

Ⅱ臭気対策を講じない場合は、原則放流水を雨水升に接続しないこと。

②　升の構造について

○　流入管きょの配管工事において、升は全てインバート升とする。

ただし、浄化槽から発生する臭気が流入する場合、それを防止するため導入管きょにトラップを付ける必要があるが、以下の事項に留意する必要がある。

Ⅰ二重トラップとならないこと（例えば、風呂場の排水管にトラップがついている場合は、屋外配管の始点に設ける升は、トラップ升としてはならない。）

Ⅱ臭気、衛星害虫等の移動を有効に防止出来ること。

Ⅲ汚物等が沈殿しない構造とすること。

Ⅳ容易に掃除ができること。

また、トイレからの排水管の合流部については段差付升を使用すること。

○　起点、屈曲点、合流点及び管径や勾配の変化するところに升を設置すること。

また、升の設置について管路の升と升又は升と浄化槽流入口までの距離が管径の１２０倍を超えない距離で設置すること。

工事写真例一覧

〇設置工事写真例一覧

No.	内容	ページ
1	着工前	7
2	掘削状況	
3	底付完了	
4	基礎転圧状況	
5	基礎砕石厚み	8
6	捨てコン打設状況	
7	底盤型枠・配筋寸法	
8	底盤コンクリート打設	
9	底盤コンクリート完了	9
10	支柱配筋（駐車場の場合）	
11	浄化槽搬入	
12	浄化槽セット	
13	浄化槽法定表示	10
14	浄化槽水平確認	
15	水張り	
16	埋め戻し・水じめ	11
17	転圧状況	
18	スラブ型枠・配筋状況	
19	上部スラブ打設	
20	上部スラブ完了	12
21	かさ上げ高さ確認	
22	薬剤投入	
23	ブロワー	
24	工事完了	13
25	放流先	

〇撤去工事写真例一覧

No.	内容	ページ
1	撤去前	14
2	撤去状況	
3	埋設物撤去完了	
4	産業廃棄物	
5	完了	15

〇宅内配管工事写真例一覧

No.	内容	ページ
1	汚水桝設置状況	16
2	配管布設状況	
3	完了	

合併処理浄化槽設置工事写真例

（１工程につき複数枚になる場合あり）

１．着工前

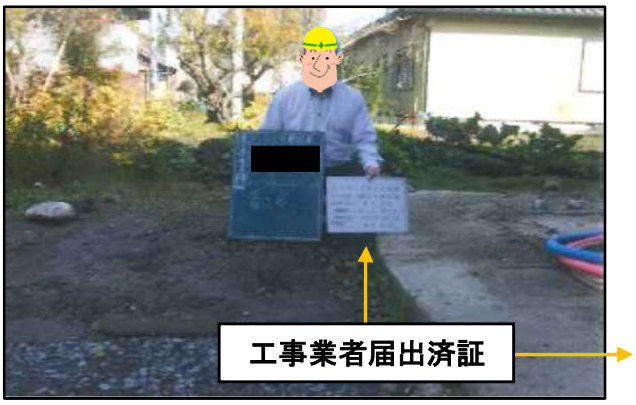

＜撮影のポイント＞
・浄化槽設備士の顔、工事名黒板、浄化槽工事業者届出済証が判読できること。
・周辺状況（地面、家屋）がわかること。
※アップと全体がわかるように２枚撮影してください。

40cm以上

浄化槽工事業者届出済票	
氏名又は名称	
代表者の氏名	
届出番号	知事(届ー　)第　号
届出年月日	年　月　日
浄化槽設備士の氏名	

35cm以上

２．掘削状況

＜撮影のポイント＞
・湧水が出たときは、適正な排水処理を行うこと。対応状況がわかるようにポンプやホースも撮影してください。

（水替え工法）

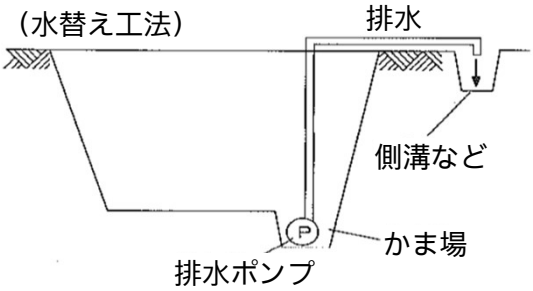

３．底付完了

（環境省ウェブサイトから抜粋）

＜撮影のポイント＞
・安全のため適正に土留めを行うこと。
※土留めをしないうちに計測等を行わない。
※土留めは隙間のないように行う。
・幅、長さ、深さをスタッフ等で計測すること。
※高さについては、その根拠がわかるように黒板に記載する。（砕石、捨てコンクリート、底板コンクリート、浄化槽等の高さ）

４．基礎転圧状況

＜撮影のポイント＞
（参考）

砕石		100mm以上
捨てコンクリート		50mm以上
鉄筋コンクリート	配筋	D10@200mm
	コンクリート厚	100mm以上

※基礎等の仕様は浄化槽メーカーの施工要領書に準ずる。

※写真ごとに日付を記載してください。

合併処理浄化槽設置工事写真例

5．基礎砕石厚み

＜撮影のポイント＞
・基礎砕石の厚みを深さの分かるスケールとともに写す。
※湧水が出たときは、適正な排水処理を行うこと。

6．捨てコン打設状況

＜撮影のポイント＞
・既成底板コンクリート（プレキャストコンクリート板）を使用する場合は、捨てコンの代わりに敷モルタルを使用してもよい。

7．底盤型枠・配筋寸法

＜撮影のポイント＞
・底盤型枠及び配筋の状況を写したもの。
・捨てコン打設と底盤コンクリート施工は同日には行わないこと。
・既成底板コンクリート（プレキャストコンクリート板）を使用する場合は、JIS適合性認証書、領収書もしくは納品書の写しを添付すること。

8．底盤コンクリート打設

＜撮影のポイント＞
・コンクリートの養生には十分な期間をとること。
※泥水等でコンクリートが見えないことがないようにすること。

※写真ごとに日付を記載してください。

合併処理浄化槽設置工事写真例

９．底盤コンクリート完了

＜撮影のポイント＞
・コンクリートの幅、長さ、厚みを計測。
・スケール全体が判読できるよう写す。
・コンクリートの養生には十分な期間をとること
<u>※泥水等でコンクリートが見えないことがないようにすること。</u>

１０．支柱配筋（駐車場の場合）

＜撮影のポイント＞
・駐車場対応の場合、支柱工事を行うなど各メーカーの施工要領書に従って、適切な施工を行うこと。

１１．浄化槽搬入

＜撮影のポイント＞
・浄化槽の型式が写るようにセット前に地上で撮影。

１２．浄化槽セット

※写真ごとに日付を記載してください。

合併処理浄化槽設置工事写真例

１３．浄化槽法定表示

＜撮影のポイント＞
・浄化槽の法定表示の製造番号及び型式がわかるように撮影。

１４．浄化槽水平確認

＜撮影のポイント＞
・浄化槽設備士が正面を向き、浄化槽工事業者届出済証と工事名黒板を持って撮影。
・水準器等で水平を確認している様子を写したもの。
・浄化槽設備士の顔、工事名黒板、浄化槽工事業者届出済証、水準器の水泡がはっきりと確認できること。
※アップと全体がわかるように２枚撮影してください。

（アップ写真）

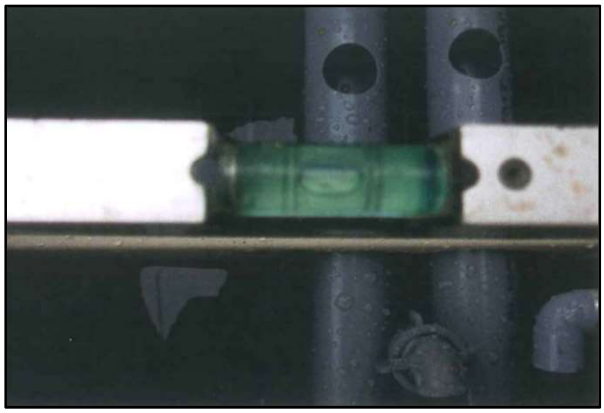

１５．水張り

＜撮影のポイント＞
・浄化槽設備士が正面を向き、工事名黒板を持って撮影。ホース等で槽内に水を入れている状況がわかるように写すこと。

※写真ごとに日付を記載してください。

合併処理浄化槽設置工事写真例

１６．埋め戻し・水じめ

＜撮影のポイント＞
・槽内に土砂が入らないようにマンホールふたにシート等で覆いをし、流入管、放流管接続口にはキャップをする。
・埋め戻しには石などの混入していない良質の土砂等を使用する。

１７．転圧状況

＜撮影のポイント＞
水締めの施工日と同日に行わないこと。

１８．スラブ型枠・配筋状況

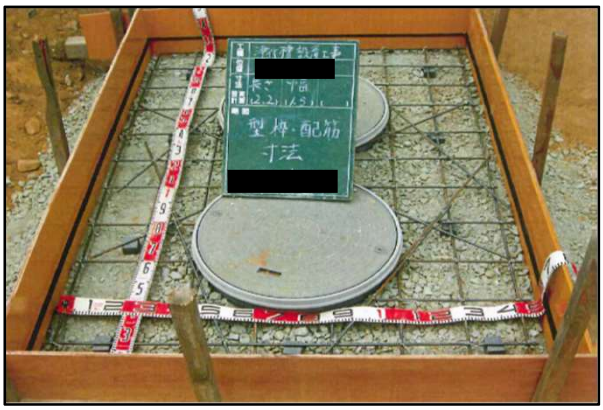

＜撮影のポイント＞
・スラブ型枠及び配筋の状況を写したもの。
（ダイヤ筋）
（参考）

スラブ	配筋	D10@200mm
	コンクリート厚	100mm

※スラブ仕様は浄化槽メーカーの施工要領書に準ずる。

１９．上部スラブ打設

※写真ごとに日付を記載してください。

合併処理浄化槽設置工事写真例

２０．上部スラブ完了

＜撮影のポイント＞
・幅、長さ、厚みを計測。
・厚みについては、コンクリートの厚みが見える角度で撮ること。
・幅、長さ、厚みを黒板もしくは欄外に記載し、わかるようにすること。

２１．かさ上げ高さ確認

＜撮影のポイント＞
・下端からマンホールまでの距離をスケールとともに写す。（かさ上げ無しでも必要）
３００mm以内

２２．薬剤投入

＜撮影のポイント＞
・薬筒のフタを開けるなど薬剤が実際に入っている様子が分かるもの。

２３．ブロワー

＜撮影のポイント＞
・ブロワーをアップで撮影。

※写真ごとに日付を記載してください。

合併処理浄化槽設置工事写真例

２４．工事完了

＜撮影のポイント＞
・浄化槽完了とは別に、建物の外観が分かる写真も撮影してください。
（写真が２枚必要です。）

２５．放流先

＜撮影のポイント＞
・放流口と放流水路の水位差が適切に保たれ、逆流の恐れがないこと。
・放流先の側溝に土やごみがなく、流水が保たれているか。
・放流配管が側溝に沿ってカットされているか。

※写真ごとに日付を記載してください。

合併処理浄化槽設置工事写真例

１．撤去前

＜撮影のポイント＞
・単独浄化槽または汲み取り便槽撤去前の状況を写したもの。

２．撤去状況

＜撮影のポイント＞
・撤去作業中の状況を写したもの。

３．埋設物撤去完了

＜撮影のポイント＞
・地中に何も残っていないことがわかるように写すこと。

４．産業廃棄物

＜撮影のポイント＞
・撤去した埋設物を写したもの。
・撤去した産業廃棄物（廃プラスチック類、コンクリートがら等）は適切に処理すること。

※写真ごとに日付を記載してください。

５．完了

＜撮影のポイント＞
・埋め戻し後、整地した場所を撤去前と同じ角度から写したもの。
（埋設物を撤去した場所に合併処理浄化槽を設置した場合も必要。）

※写真ごとに日付を記載してください。

合併処理浄化槽設置工事写真例

宅内配管工事写真（配管補助を使う場合）

１．汚水桝設置状況

＜撮影のポイント＞
・各水廻りや屈曲点毎に設置した汚水桝設置工
状況を写したもの。

２．配管敷設状況

＜撮影のポイント＞
・宅内配管敷設状況を写したもの。

３.完了

＜撮影のポイント＞
・復旧状況が分かるように写すこと。

※写真ごとに日付を記載してください。

工事写真例チェックリスト

〇設置工事写真例一覧

No.	内容	申請者	市
1	着工前	□	□
2	掘削状況	□	□
3	底付完了	□	□
4	基礎転圧状況	□	□
5	基礎砕石厚み	□	□
6	捨てコン打設状況	□	□
7	底盤型枠・配筋寸法	□	□
8	底盤コンクリート打設	□	□
9	底盤コンクリート完了	□	□
10	支柱配筋（駐車場の場合）	□	□
11	浄化槽搬入	□	□
12	浄化槽セット	□	□
13	浄化槽法定表示	□	□
14	浄化槽水平確認	□	□
15	水張り	□	□
16	埋め戻し・水じめ	□	□
17	転圧状況	□	□
18	スラブ型枠・配筋状況	□	□
19	上部スラブ打設	□	□
20	上部スラブ完了	□	□
21	かさ上げ高さ確認	□	□
22	薬剤投入	□	□
23	ブロワー	□	□
24	工事完了	□	□
25	放流先	□	□
26	配管設置施工状況	□	□

〇撤去工事写真例一覧

No.	内容	申請者	市
1	撤去前	□	□
2	撤去状況	□	□
3	埋設物撤去完了	□	□
4	産業廃棄物	□	□
5	完了	□	□